

## 久喜市こども家庭支援団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、こどもの福祉の増進を図るため、こどもやその家庭を支援する活動を行う法人その他の団体（以下「団体」という。）に対し、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を原資とする久喜市こども家庭支援団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において「こども」とは、市内に住所を有する者であって、出生の日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この告示において「家庭」とは、こどもの父母、祖父母、里親等であって、現にこどもを監護する者をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる基準を満たし、現に活動している団体とする。

- (1) 市内を中心に活動していること。
- (2) 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 営利を目的とする活動を行う団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体

- (3) 政治上の主義を促進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
  - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体
  - (5) 公序良俗に反する団体
  - (6) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する団体
- （補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども又はその家庭を対象に行う次に掲げる事業とし、市長は、期間を定めてこれを公募するものとする。

- (1) 児童虐待の防止に関する事業
- (2) こどもの貧困の解消に向けた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

2 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる書類を提出することにより補助対象事業の公募に応募するものとする。

- (1) こども家庭支援団体補助金対象事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要書（別紙1）
- (3) 事業計画書（別紙2）
- (4) 事業収支予算書（別紙3）
- (5) 応募団体の定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による応募があったときは、別に定めるところによりそ

の内容を審査し、応募された事業について承認の可否を決定し、こども家庭支援団体補助金対象事業選考結果通知書（様式第2号）により応募団体に通知するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が国又は久喜市以外の地方公共団体等から補助対象経費の一部について補助等を受けている場合は、当該経費については、補助対象経費としない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額は、補助対象経費に含めないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、会計年度ごとに市長が定める額とする。

（交付申請）

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、こども家庭支援団体補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 交付申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

（1） 事業収支予算書

（2） その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定通知等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、こども家庭支援団体補助金交付決定通知書(様式第4号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、こども家庭支援団体補助金不交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、こども家庭支援団体補助金変更交付(中止・廃止)申請書(様式第6号)のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(変更後)(別紙1)
- (2) 事業収支予算書(変更後)(別紙2)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、こども家庭支援団体補助金変更交付決定(取消)通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、こども家庭支援団体補助金実績報告書(様式第8号。以下この条において「実績報告書」という。)のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による通知は、こども家庭支援団体補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助対象団体は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、こども家庭支援団体補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第13条 補助対象団体は、規則第16条ただし書の規定により補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、こども家庭支援団体補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象団体が、偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、当該補助対象団体に対し、期限を定めて返還を求めるものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助金の交付決定の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(事業の見直し)

第16条 この告示は、その運用状況、実施効果等を勘案し、この告示の施行後5年以内に見直しを行うものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、図書費、光熱水費、修繕料等
役務費	郵送料、電話代、振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料、保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	施設借上料、器具借上料、OA機器等借上料等
備品購入費	備品購入費、機械購入費、什器購入費等
工事請負費	内装又は外装の工事費等
その他	市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第4条関係）

こども家庭支援団体補助金対象事業企画書 年 月 日	
久喜市長            あて	
住 所 団 体 名 代表者職・氏名	
次のとおり補助対象事業を企画したので、久喜市こども家庭支援団体補助金 交付要綱第4条第2項の規定により関係書類を添えて提出します。	
団体の概要	別紙1のとおり
事業の名称	
事業の概要	別紙2のとおり
実施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
補助金交付申請 予定額	円
事業経費の配分 及び経費の使用 方法	別紙3のとおり

備考 この企画書には、定款又は規約、会則その他これらに準ずる書類を添付  
してください。

別紙 1

団体概要書

団体名	
代表者 職・氏名	
連絡責任者	氏名 住所 電話 F A X メール
構成員	人（うち役員 人）
設立の経緯	
活動の目的	
主な活動内容、活動実績	
これまでに受けた補助金	

(表)

別紙 2

事業計画書

1 事業の区分について ※該当する区分に レ点を記入	<input type="checkbox"/> 児童虐待の防止に関する事業 <input type="checkbox"/> こどもの貧困の解消に向けた事業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
2 現状の課題について	
3 事業の概要について	
(1) 目的	
(2) 内容	
(3) 効果	
(4) スケジュール	
(5) 実施体制	
(6) 広報・周知計画について	

(裏)

4 寄附金等について	
(1) 目標額	円 ※クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金募集サイトにおいて、寄附金の募集をする際に設定する寄附金の目標額を記載してください。 ※補助金交付額は集まった寄附金の概ね8割になります。
(2) 使途	
(3) 目標額を超えた場合の対応方針 ※該当する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 事業を拡大して実施する <input type="checkbox"/> 当初計画通り事業を実施する <input type="checkbox"/> その他 ( )
(4) 目標額に達しなかった場合の対応方針 ※該当する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 集まった寄附金の範囲内で事業を縮小して実施する <input type="checkbox"/> 自己資金を追加し当初計画通り事業を実施する <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 特記事項	

備考 別途資料等がある場合は、本様式に添付してください。

別紙3

事業収支予算書

収入の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

支出の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

様式第2号（第4条関係）

こども家庭支援団体補助金対象事業選考結果通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで応募がありました久喜市こども家庭支援団体補助金に係る対象事業の選考結果について、下記のとおり決定しましたので、久喜市こども家庭支援団体補助金交付要綱第3条第1項の規定により通知します。

記

1 選考結果 承認・不承認

2 審査の結果

項 目	点 数
応募事業の平均点	点
承認事業の最低点	点
貴団体事業の審査点数	点



別紙

事業収支予算書

収入の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

支出の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		



様式第5号（第8条関係）

こども家庭支援団体補助金不交付決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました久喜市こども家庭支援団体補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第6号（第9条関係）

こども家庭支援団体補助金変更交付（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
団体名  
代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった久喜市こども家庭支援団体補助金について、下記のとおりその内容を変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（変更後）（別紙1）
- (2) 事業収支予算書（変更後）（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(表)

別紙 1

事業計画書 (変更後)

1 事業の区分について ※該当する区分に レ点を記入	<input type="checkbox"/> 児童虐待の防止に関する事業 <input type="checkbox"/> こどもの貧困の解消に向けた事業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
2 現状の課題について	
3 事業の概要について	
(1) 目的	
(2) 内容	
(3) 効果	
(4) スケジュール	
(5) 実施体制	
(6) 広報・周知計画について	

(裏)

4 寄附金等について	
(1) 目標額	円 ※クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金募集サイトにおいて、寄附金の募集をする際に設定する寄附金の目標額を記載してください。 ※補助金交付額は集まった寄附金の概ね8割になります。
(2) 使途	
(3) 目標額を超えた場合の対応方針 ※該当する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 事業を拡大して実施する <input type="checkbox"/> 当初計画通り事業を実施する <input type="checkbox"/> その他 ( )
(4) 目標額に達しなかった場合の対応方針 ※該当する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 集まった寄附金の範囲内で事業を縮小して実施する <input type="checkbox"/> 自己資金を追加し当初計画通り事業を実施する <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 特記事項	

備考 別途資料等がある場合は、本様式に添付してください。

別紙 2

事業収支予算書（変更後）

収入の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

支出の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

様式第7号（第9条関係）

こども家庭支援団体補助金変更交付決定（取消）通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった補助対象事業の変更（中止・廃止）  
について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金  
等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定を変更します。

補助金交付決定額 変更前 金                      円

変更後 金                      円

- 2 交付決定を取り消します。

理由



別紙

事業収支決算書

収入の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

支出の部

科目	金額 (円)	内訳
合計		

様式第9号（第11条関係）

こども家庭支援団体補助金額確定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けをもって実績報告のあった久喜市こども家庭支援団体補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第10号 (第12条関係)

こども家庭支援団体補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

団体名

代表者職・氏名



年 月 日付け久 第 号で確定通知を受けた久喜市こども家庭支援団体補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協		本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第11号（第13条関係）

子ども家庭支援団体補助金概算払請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

団体名

代表者職・氏名



年 月 日付け久 第 号で交付決定の通知を受けた久喜市子ども家庭支援団体補助金について、概算払による交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第16条ただし書の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

金融機関		銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			